

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地理的条件

①位置

当市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏・中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離である。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地を農地や宅地として利用しており、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

土地利用としては森林が全体の約62%を占める一方、農用地が約14%、宅地は約5%となり、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図ることが必要となっている。

②地質・地盤

地質は、花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っている。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことはないが、安政元年(1854年)6月の内陸直下地震の際には盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出をともなっている。

地盤は、地盤型A(山地地形に相当)と地盤型D(扇状地、沖積錐に相当)で構成されており、地盤型Aは、主に第三期鮮新統(520～160万年前に堆積した地層)により、古い岩石からなる山地地形に相当する。この地形は地震動に対しては安定しているものの、花崗岩類は地震動に対しても、斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。地盤型Dは、主に砂礫層からなる堆積平野で、地盤に砂礫が卓越しているので沖積低地の中では地盤条件は良い。

③気候

気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっている。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもある。

2) 地理的状況からみえるリスク

①洪水・土砂災害：伊賀市地域防災計画

- ・当市にもたらす気象災害の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などがあげられる。近年の災害履歴としては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨の被害を受けている。昨今の異常気象や局地的大雨などによる土砂災害や河川の氾濫・決壊などに注意が必要である。
- ・当市は、丘陵地や中山間地が広く存在し、急傾斜地で危険区域に指定されている箇所が数多くあることから、台風や集中豪雨などの際には土砂災害等の危険性が高い。

②地震：伊賀市地域防災計画

- ・過去最大クラスの南海トラフ地震（*1）では、当市の大半は震度 5 強、一部の地域で震度 6 弱、5 弱と想定されている。一方、理論上最大クラスの南海トラフ地震（*2）では、大半は震度 6 弱、一部の地域で震度 6 強および 5 強が想定されている。

*1：過去約 100 年から 150 年間隔で三重県周辺地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震。

*2：あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震。

- ・南海トラフ地震による液状化危険度については、当市は液状化の危険度が低い内陸部に属するものの、盆地という地形条件下で木津川、柘植川、服部川周辺を中心に液状化が予想されている。

③感染症

- ・新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,606 人
- ・小規模事業者数 2,011 人

（３）これまでの取組

１）当市の取組

- ・「危機管理大綱」、「危機管理基本計画」、「総合計画」、「国土強靱化地域計画」、「伊賀市地域防災計画」、「国民保護計画」の策定による防災力強化の推進
- ・浸水（想定最大）、土砂災害等ハザードマップの印刷及び配布
- ・伊賀市総合防災訓練等の実施
- ・防災拠点の拡充、防災備品等の備蓄
- ・公共施設及び民間住宅の耐震化の推進
- ・地域防災力強化を推進するための出前講座等の実施
- ・自主防災組織活性化促進事業（自主防災組織の結成時の防災資機材の貸与や、平常時の訓練等の活動経費の補助）
- ・情報伝達手段の充実

2) 当所の取組

- ・災害時の物品の協力、避難所施設、資器材の提供等「災害時協力事業所」について、登録の再確認及び新規募集を行い、防災ネットワークを構築（災害時登録事業所数44事業所（商工会議所含む））
- ・伊賀市総合防災訓練への参加による、伊賀市商工会と共同での災害時協力事業所一覧のパネル展示、防災ハンドブックの配布及び災害備蓄保存用パン展示等防災に対する啓発
- ・伊賀市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・上野商工会議所BCP計画（兼危機管理マニュアル）の策定
- ・損害保険会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・避難訓練の実施

II 課題

（小規模事業者）

- ・災害・防災に関する意識が低く、事前対策の必要性が理解されていない。
また、BCP計画策定の必要性が理解されておらず、簡易的なBCP計画さえ策定できていない事業者が多数である。
- ・事業者内での連絡網が構築されていない為、安否確認に時間がかかる。
- ・支援物資の供給体制の整備、発災時の情報収集・情報提供体制の構築が必要。

（当所）

- ・平時・緊急時の体制整備についてのノウハウをもった人員や支援を行う専門知識を有する人材が不足している。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等が不足している。
- ・地域商工業者へ災害・減災に関して情報提供ができていない。
- ・平時より行政・関係機関との情報共有が行われておらず、連携体制が構築できていない。

III 目標

- ・当所管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築し、被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域の商工業者への積極的な情報提供を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成23年に締結した「災害時における応急対策及び復旧対策に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に応急対策等に速やかに取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報、市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対応の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成26年9月に事業継続計画を作成、令和2年1月改定、令和7年1月改定（別添のとおり）。

③関係団体との連携

- ・中小企業基盤整備機構や三重県産業支援センター、損害保険会社等と連携して専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、県や国、日本商工会議所などによる補助金や日本政策金融公庫などによる低利融資の紹介等を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・定期的に当所と当市の担当者が会合し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード9の地震、大型の台風が6時間以内に来襲）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対応＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。＊SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の把握に努める。
- ・当所館内における感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、館内の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨等により職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～7 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が発生しているものとする。

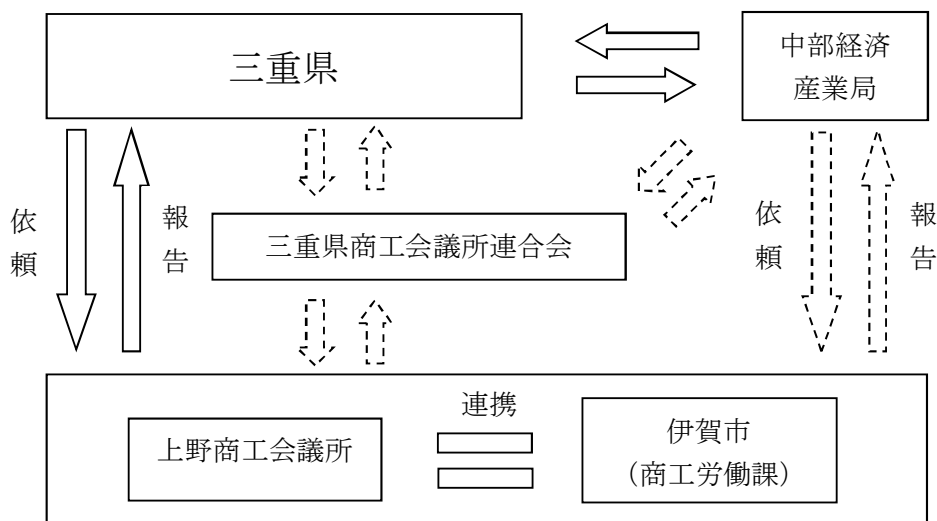
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当所と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当所又は当市から県へ報告（メール又はFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、伊賀市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

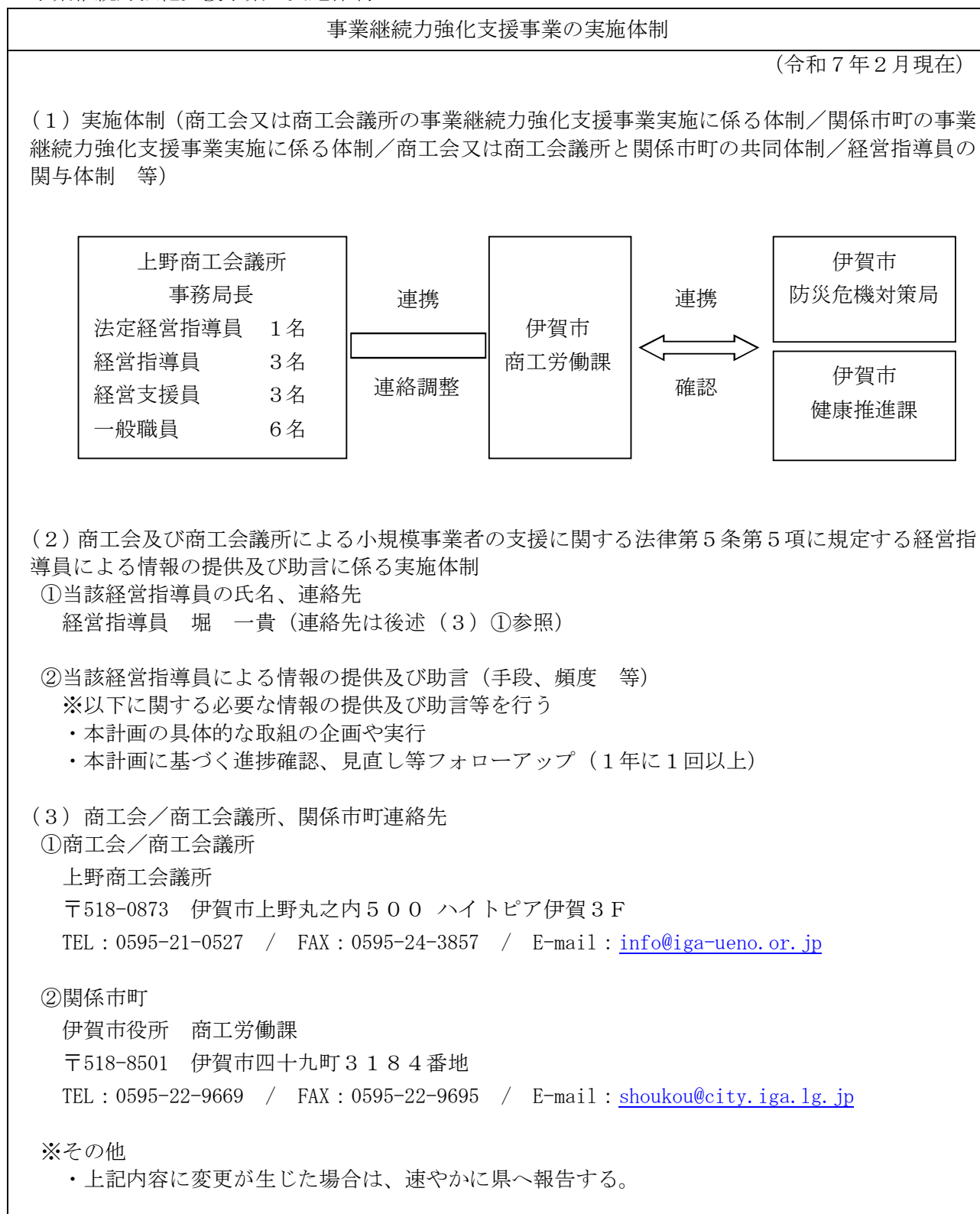
- ・当所の業務が再開したことを情報発信し、被害状況の情報収集を行う。
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、伊賀市、全国団体等に相談する。
- ・国・県に対しての緊急要望を実施する。
- ・三重県商工会議所連合会や各地の商工会議所へ支援要請を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	110	110	110	110	110
・パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊賀市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	